

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において4ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	鮎立地区 (3工区)	気仙沼市

図面記号									
N-13									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				「別紙1記載の通り」					
	計	10筆 3,220.65㎡ (田 ㎡ 畑 3,220.65㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他
	所有権		移転		復興整備計画公表後		永年		なし
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地は畑であるが、周辺は宅地、山林、雑種地及び公衆用道路であるため用排水施設は無く、周辺農地での営農に支障は生じない。</li> <li>雨水については新設道路側溝を経て、県道気仙沼唐桑線及び既設側溝に放流する予定であり、周辺農地に対する影響はない。</li> </ul>								

## (別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益 権が設定されている場 合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の氏名 又は名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 唐桑町上鮎立	22番2 の一部	畑	畑	公簿416 実測418 のうち2.65	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町上鮎立	32番2 の一部	畑	畑	公簿1,033 実測1,041 のうち113	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町上鮎立	28番1 の一部	畑	畑	公簿1,453 実測1,459 のうち44	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町上鮎立	28番5	畑	畑	17	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町上鮎立	29番1 の一部	畑	畑	公簿375 実測377 のうち286	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町上鮎立	10番 の一部	畑	畑	1,431 のうち623	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町上鮎立	11番1 の一部	畑	畑	992 のうち57	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町上鮎立	30番1 の一部	畑	畑	公簿1,909 実測1,916 のうち1,118	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町小鯖	24番1 の一部	畑	畑	公簿764 実測766 のうち250	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町小鯖	24番2 の一部	畑	畑	公簿5,800 実測5,802 のうち710	なし	なし	農振地域外	都市計画 区域外
計 10筆				3,220.65㎡ (田 ㎡、畑	3,220.65㎡)			

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において4ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	前浜地区 (2工区)	気仙沼市

図面記号									
N-15									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				「別紙1記載の通り」					
	計	3筆 496㎡ (田 ㎡ 畑 496㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他
	所有権		移転		復興整備計画公表後		永年		なし
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地は畑であるが、周辺は宅地、山林、雑種地及び公衆用道路であるため用排水施設は無く、周辺農地での営農に支障は生じない。</li> <li>雨水については仮設道路側溝を経て、192番4北側の既設側溝へ排出し海に放流する予定であり、周辺農地に対する影響はない。</li> </ul>								

(別紙1) 土地の所在等

所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定されて いる場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現況		権利の 種類	権利者の氏 名又は名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 松崎前浜	198番1 の一部	畑	畑	公簿233 実測230 のうち 98	なし	なし	農振地域 外	非線引き都市 計画区域の用 途地域内
気仙沼市 松崎前浜	209番1 の一部	畑	畑	公簿757 実測762 のうち 331	なし	なし	農振地域 外	非線引き都市 計画区域の用 途地域内
気仙沼市 松崎前浜	195番1 の一部	畑	畑	公簿421 実測419 のうち 67	なし	なし	農振地域 外	非線引き都市 計画区域の用 途地域内
計 3筆				496㎡ (田 ㎡、畑 496㎡)				

(注) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

添付資料

- 1 土地の位置を示す地図(2,500分の1程度)及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- ~~3 被災関連市町村など以外のもものが事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画~~
- 4 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 5 その他参考となるべき書類

(注意)

- 1 ※1、※2の欄及び添付資料については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 2 法第50条第1項の規定に基づき、法第49条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の農地法第5条第1項の許可に係る権利の設定又は移転の当事者に対して、その旨及び農地法第5条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。  
なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要なことに留意すること。